

環境等に配慮した住宅普及事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、二酸化炭素の排出削減や省エネルギー化など環境に配慮した住宅の普及を推進するとともに、県内の住宅関連事業者の育成を図るため、埼玉県住まいづくり協議会（以下「協議会」という。）が行う環境配慮型住宅の普及事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、前条の趣旨に沿って協議会が実施する顕彰事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めたものとする。

(補助額)

第3条 前条第2項の経費に対する補助額は、当該所要経費の2分の1を超えない範囲で知事が別に定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第2項に掲げる書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金概算払い請求書の様式)

第6条 協議会は、補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第3号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定額の変更申請)

第7条 協議会は、補助事業の内容の変更に伴って交付決定を受けた補助金の額の変更を申請しようとするときは、様式第4号の補助金交付決定額変更申請書を知事に提出しなければならない。

(報告書の様式)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(報告書の提出期限)

第9条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了(補助事業の廃止又は中止の場合を含む。)の日から起算して、30日を経過した日、又は当該補助事業の完了の日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付の請求は、様式第6号の補助金交付請求書により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の補助金の額の確定通知は、様式第7号により行う。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 協議会は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号によりすみやかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(書類の整理等)

第13条 協議会は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠の書類を整理保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。

別 表

| 区 分 | 経費区分 | 補助対象経費 |
|------|-----------------------------|---|
| 直接経費 | (1) 報償費 (報償金) | 審査委員への謝金 |
| | (2) 需用費 (消耗品費) | 短期間又は数度の使用によりその性質若しくは形状を失うもの又はき損し やすいものの取得に要する経費 |
| | (3) 需用費 (印刷製本費) | 印刷又は製本に要する経費 |
| | (4) 役務費 (通信運搬費) | 郵便料（切手、はがき、後納郵便料）、送料及び運搬料 |
| | (5) 役務費 (手数料) | 特定の個人等から役務の提供を受けた場合に支払う経費（手数料として購 入する証紙を含む。） |
| | (6) 使用料及び 賃借料 (会場借上料) | 会議室等の借上料（付帯施設も含む。） |

様式第1号（第4条関係）

平成 年度環境等に配慮した住宅普及事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

所在地
名 称
代表者

印

下記により環境等に配慮した住宅普及事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の実施計画（別紙1）
- 4 補助事業の完了予定期日

実 施 計 画 書

1 事業の名称

2 事業の期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3 事業の概要

(1) 事業の趣旨

(2) 事業の内容

(3) 事業の効果

4 事業に要する経費の見込額

[収入]

| 区分 | 金額 | 備考 |
|-----|----|------------------------|
| 補助金 | | (埼玉県)環境等に配慮した住宅普及事業補助金 |
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

※適宜行を追加すること

[支出]

| 経費区分 | 事業に要する 経費の額 | 補助対象となる 経費の額 | 備考 |
|------|----------------|-----------------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | |

※適宜行を追加すること

様式第2号（第5条関係）

平成 年度環境等に配慮した住宅普及事業補助金交付決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

埼玉県知事

印

平成年 月 日付けで申請のあった環境等に配慮した住宅普及事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 補助事業の名称

2 交付決定額 円

3 支払方法

4 交付条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助金を他の用途に使用し、又は交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合は交付金の全額又は一部の返還を命ずることがある。

様式第3号（第6条関係）

平成 年度環境等に配慮した住宅普及事業補助金概算払請求書

年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

所在地
名 称
代表者

印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた環境等に配慮した住宅普及事業補助金の交付について、下記のとおり概算払請求します。

記

| | |
|--------------|---|
| 1 補助金の概算払請求額 | 円 |
| 交付決定額 | 円 |
| 既交付済額 | 円 |

別紙2

変更実施計画書

1 事業の名称

2 事業の期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 変更の内容

4 事業に要する経費の見込額

[収入]

| 区分 | 金額 | 備考 |
|-----|----|------------------------|
| 補助金 | | (埼玉県)環境等に配慮した住宅普及事業補助金 |
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

※適宜行を追加すること

[支出]

| 経費区分 | 事業に要する 経費の額 | 補助対象となる 経費の額 | 備考 |
|------|----------------|-----------------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | |

※適宜行を追加すること

・変更がない部分は黒字で、変更しようとする部分は赤字で記載すること。

様式第5号（第8条関係）

平成 年度環境等に配慮した住宅普及事業補助金補助事業完了実績報告書

年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

所在地
名 称
代表者
印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた環境等に配慮した住宅普及事業補助金にかかる補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助金の交付決定額及び精算額
交付決定額 円
精 算 額 円
- 3 補助事業の実施期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 4 補助事業の実績等
別紙3のとおり

別紙3

補助事業の実績等

1 事業の名称

2 事業の期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 事業の概要

(1) 事業の趣旨

(2) 事業の内容

※募集期間、審査委員会の内容、応募件数、表彰結果等を記載すること。

(3) 事業の効果

4 事業に要した経費

[収入]

| 区分 | 金額 | 備考 |
|-----|----|------------------------|
| 補助金 | | (埼玉県)環境等に配慮した住宅普及事業補助金 |
| | | |
| | | |
| 合計 | | |

※適宜行を追加すること

[支出]

| 経費区分 | 事業に要する 経費の額 | 補助対象となる 経費の額 | 備考 |
|------|----------------|-----------------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | |

※適宜行を追加すること

5 成果物

※募集リーフレット、作品集等を2部添付すること。

様式第6号（第10条関係）

平成 年度環境等に配慮した住宅普及事業補助金交付請求書

年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

所在地
名 称
代表者 印

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた環境等に配慮した住宅普及事業補助金の交付について、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助金の交付請求額 円
 交付決定額 円
 既交付済額 円

様式第7号（第11条関係）

平成 年度環境等に配慮した住宅普及事業補助金額確定通知書

第 年 月 日

様

埼玉県知事

印

平成 年 月 日付けで実績報告のあった環境等に配慮した住宅普及事業補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金の確定額 円

様式第8号（第12条関係）

平成 年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

住 所
名 称
代表者名 印

環境等に配慮した住宅普及事業補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額円
- 3 消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う補助金に係る消費税及び
地方消費税仕入控除税額円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を控除した額）円

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。